

滋賀県農業再生協議会 体制図

令和5年4月改訂

平成23年4月1日～
滋賀県水田農業推進協議会規約を3月25日
改正し、滋賀県農業再生協議会へ移行

滋賀県耕作放棄地対
策協議会
(H20.12.17～H23.5.30)

滋賀県担い手育成総
合支援協議会
(H17.3.30～H23.5.19)

【目的】
食料自給率の向上と農業の多面的な機能を維持する
ため、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実
施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、
戦略作物の生産振興や米の需給調整を推進し、地域
農業の振興を図るとともに、担い手の育成・確保、耕作
放棄地の再生利用等を推進することを目的とする。

【所掌事務】

- (1)経営所得安定対策等の推進に関する事
- (2)集落営農の組織化、経営の法人化など、担い手の確保・育成に関する事
- (3)農地の集積、耕作放棄地の解消、荒廃地の再生など、農地の有効利用に關する事
- (4)需要に応じた主食用米の生産目標(生産の目安)の設定に関する事
- (5)収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理の実施に関する事
- (6)環境こだわり農産物の生産振興に関する事
- (7)基盤整備と一体となった担い手育成に関する事
- (8)しがの米政策の推進に関する事
- (9)施設園芸等燃油価格高騰緊急対策に関する事
- (10)新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に関する事
- (11)肥料価格高騰対策に関する事
- (12)国内肥料資源利用拡大事業に関する事
- (13)その他県協議会の目的を達成するために必要な事

会 長: 滋賀県農政水産部長
副会長: (一社)滋賀県農業会議会長
副会長: 滋賀県農業協同組合中央会会長

【会員】

- 滋賀県
- (一社)滋賀県農業会議
- 滋賀県農業協同組合中央会
- 全国農業協同組合連合会滋賀県本部
- 滋賀県主食集荷商業協同組合
- 滋賀県土地改良事業団体連合会
- 滋賀県農業共済組合
- 滋賀県市長会
- 滋賀県町村会
- (公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金
- 【オブザーバー】**
- 近畿農政局滋賀県拠点

総 会

幹 事 会

【幹事】

- 滋賀県、県農業協同組合中央会
- 県農業会議、全農滋賀県本部
- 県農業共済組合
- (学識経験者等)
- 行政関係者、県指導農業士会
- 集落営農代表、農業法人協会、県土改連、
- 県信連、日本政策金融公庫、
- 認定方針作成者、
- 生産者団体・流通団体・消費者団体代表
- 学識経験者

事務局会議

水田農業等推進部会

- (構成員)
県みらいの農業振興課、県畜産課
県農業協同組合中央会
全農滋賀県本部
(オブザーバー)
近畿農政局滋賀県拠点
県農業技術振興センター

担い手育成部会

- (構成員)
県みらいの農業振興課地域農業戦略室
県耕地課、
県農業協同組合中央会
全農滋賀県本部 県農業会議
(オブザーバー)
近畿農政局滋賀県拠点

耕作放棄地対策部会

- (構成員)
県農政課、県畜産課
県農村振興課
県農業協同組合中央会
県農業会議

事務局 事務局長 1名 (専任)
事務局次長 1名
事務局員 1名 (専任)

事務局支所

事務局支所長 県各農業農村振興事務所 課長
事務局員 県各農業農村振興事務所 課員

情報提供
助言・支援等

地域農業再生協議会

【市町地域農業再生協議会の役割】

- ①農業者別の生産目標(生産の目安)の検討
- ②作付面積等の確認
- ③産地交付金の使途の検討
- ④不作付地の解消および利用推進
- ⑤荒廃農地・遊休農地の再生利用対策の実施
- ⑥地域の担い手となる人づくり
- ⑦集落営農の組織化・法人化
- ⑧産地生産基盤パワーアップ事業にかかる計画の作成 等